

答 申

審査請求（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項3号の規定に基づく入所措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った、請求人の子である〇〇さん（以下「本件児童」という。）に係る法27条1項3号の規定に基づく入所措置決定処分（入所開始時期を、平成30年6月27日とするもの。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

〇〇児相が行ってきた事、法28条1項の申立てに至るまでに厚生労働省の定める運営指針規程をきちんと行っておらず、憲法に定める人権尊重を無視し、公務員として守秘義務、全体の奉仕者であることを守らず、児相側の申立ても文書もでたらめである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 1月 7日	諮問
平成31年 2月15日	審議（第30回第2部会）
平成31年 2月18日	請求人から主張書面收受
平成31年 3月15日	審議（第31回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め等

(1) 法26条1項は、児童相談所長が、法25条による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」を掲げている。

これを受けて、法27条1項は、上記報告のあった児童について、「次の各号の一の措置を採らなければならない」とし、同項2号は、児童又はその保護者を児童福祉司等に指導させることについて、また、同項3号は、児童を養護施設等の児童福祉施設に入所させる措置について規定している。

東京都においては、同項の措置を採る知事の権限は、法32条1項及び法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）1条1項1号により、児童相談所長に委任されている。

したがって、東京都においては、児童相談所長が、法25条による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めたと

きに、法 27 条 1 項各号の措置を採るべきことになる。

- (2) 法 27 条 4 項によれば、同条 1 項 3 号の措置は、児童に親権を行う者等があるときは、少年法 18 条 2 項の規定による送致のあった児童につき同項の措置を採る場合を除いては、その親権者等の意に反して、これを採ることができないとされている。

その一方で、法 28 条 1 項 1 号によれば、保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法 27 条 1 項 3 号の措置を採ることが親権者等の意に反するときは、都道府県は、保護者が親権者等であるときは、家庭裁判所の承認を得て、同号の措置を採ることができるとされている。

(3) 裁判例

東京地方裁判所平成 19 年(行ウ)第 745 号児童福祉施設入所措置決定取消請求事件の平成 20 年 7 月 11 日判決(裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載)によれば、「保護者である親権者等の意に反して施設入所等の措置を採ることについて、家庭裁判所の承認の審判が条件とされているのは、施設入所等の措置が、親権者等の監護権等の制限のみならず、児童の身体の拘束等も伴う措置であることから、親権者等による監護の継続が著しく児童の福祉を害するとの要件(法 28 条 1 項)の認定・判断に加え、児童の福祉、親権者等の権利及び双方の比較衡量の総合的な観点からの当該措置の相当性の判断を、行政機関ではなく、親権の行使及び未成年後見について監督的立場にある家庭裁判所の専権にゆだね、行政機関は、家庭裁判所の判断に従って当該措置の採否を決すべきものとすることにより、児童の福祉の保護及び親権又は後見の擁護の各要請を適切かつ調和的に確保する趣旨によるもの」と解されており、上記「制度の趣旨等によれば、①児童福祉法 28 条 1 項所定の要件の有無(虐待の事実など児童の福祉を害する事情の有無)、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、

② 審判の手続要件を含め、当該審判手続及びその上訴審手続で争うことができる事由については、児童福祉法及び関連法令上、専ら当該審判手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服についても、憲法違反の不服を含め、すべて抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできず、また、上記①の実体要件について、確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定・判断に反する主張をしてこれを争うことはできないと解するのが相当である。」とされている。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本件児童を児童養護施設に入所させることについて、本件児童の保護者であり親権者である請求人の承諾が得られなかったことから、東京都児童福祉審議会の答申を得て、平成29年12月25日、法28条1項1号の規定に基づき、東京家庭裁判所に家事審判の申立てを行い、平成30年4月16日、本件審判により本件児童の児童養護施設への入所が承認されたところ、請求人が本件審判を不服として申し立てた即時抗告が、同年6月26日、抗告審で棄却され、本件審判による承認の効力について妨げがなくなったため、同月27日を入所開始日として本件処分を行ったことが認められる。

そうすると、本件処分は、法の定めるところに従って適正になされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のように主張するほか、〇〇児相の対応について、信頼ができない、請求人に対しすべき謝罪がなされていない等縷々主張している。

しかしながら、上記2のとおり、本件処分は、法28条1項1号の規

定に則って、本件児童を請求人に監護させることが著しく本件児童の福祉を害する場合に当たるとして、本件審判による本件処分についての承認を経た上で行われたものであり、かつ、本件審判は、既に上訴審手続も全て終了して確定しているところであるから、請求人の主張をもって、本件処分を違法又は不当なものとは判断することはできないものというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

また、本件処分について、その他の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来